

## 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子メディアが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年と携帯電話との健全な関係づくりを推進するため、広島市内で営業し、来店者に携帯電話を販売する販売店（以下「販売店」という。）のうち、市長が実施する青少年への携帯電話販売・安心サポートを宣言する店舗（以下「宣言店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事項を宣言し、実践する販売店を宣言店として登録することができる。

- (1) 保護者及び青少年にインターネットの不適切な利用に伴う危険性について説明すること。
- (2) 保護者及び青少年に「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」及び同条例に基づき制定した「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」の内容について説明すること。
- (3) 保護者及び青少年にインターネット利用に関する家庭でのルールづくりについて説明すること。
- (4) 「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録ステッカー」（様式1）（以下「ステッカー」という。）及び市長名による「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録証」（様式2）（以下「登録証」という。）を来店者に見えやすい場所に掲示するよう努めること。

(登録の申込み)

第3条 市長は、宣言店の登録の申込みをしようとする販売店に「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録申込書」（様式3）（以下「登録申込書」という。）を提出させるものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、適当と認められるときは、当該販売店を「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録台帳」（様式4）（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

2 市長は、登録した宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、「ステッカー」及び「登録証」（以下「登録交付物」という。）を交付するとともに、登録宣言店を広島市ホームページに掲載するものとする。

(登録の変更)

第5条 市長は、登録申込書に記載した内容の変更があった登録宣言店に「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録変更申込書」（様式5）（以下「登録変更申込書」という。）を提出させるものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、廃業その他やむを得ない理由により登録の抹消を希望する登録宣言店があるときは、当該登録宣言店に、「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録抹消届」（様式6）（以下「登録抹消届」という。）を提出させるとともに、登録交付物を返納させるものとする。

2 市長は、前項の規定により登録抹消届が提出されたときは、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を広島市ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録申込書及び登録変更申込書の記載内容に虚偽があったときその他登録宣言店としてふさわしくないと判断するときは、当該登録宣言店の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録宣言店に対し、その旨を通知し、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を広島市ホームページから削除するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消した販売店に登録交付物を返納させるものとする。

(指導又は助言)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、登録宣言店を指導し、又は助言できるものとする。

(事務)

第9条 この宣言店の登録等に関する事務は、広島市教育委員会青少年育成部育成課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。